

京都市告示第 408 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成17年11月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成17年11月29日(火)、30日(水)及び
12月1日(木)

(歴史資料館)